

■ 日の出町木造住宅耐震改修費助成金交付要綱

平成22年3月31日
告示第23号

(趣旨)

第1条 この要綱は、町民の防災意識の向上を図るとともに、災害に強いまちづくりを推進するため、町内に存する木造住宅について、耐震改修を実施する所有者に対し、それに要する費用の一部を助成するに当たり、日の出町補助金等交付規則（昭和54年日の出町規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 日の出町木造住宅耐震診断費助成金交付要綱（平成21年3月31日告示第36号）に基づき行なわれた耐震診断をいう。
- (2) 耐震改修 前号の耐震診断の結果により、地震に対する安全性の向上を目的として行う住宅の改修、修繕又は補強をいう。
- (3) 施工業者 建設業の建築工事業許可を得て、又は東京都地域住宅生産者協議会（以下「協議会」という。）主催の木造住宅耐震講習会を修了し、住宅の改修工事を行うものをいう。
- (4) 診断機関 耐震診断費助成金交付要綱第2条第2号に規定する診断機関をいう。

(助成対象)

第3条 助成の対象は、耐震診断の結果、倒壊する可能性が高い又は倒壊する可能性があるとして診断された住宅について、当該耐震改修を実施することにより一応倒壊しないことが判断できる住宅の所有者とする。ただし、共有の建築物にあっては、共有者の全員によって合意された代表者とする。

2 助成の対象となる耐震改修工事は、当該工事に要する費用の額が30万円（消費税に係る部分を除く。）以上とする。

3 助成は、同一の助成対象住宅に対して1回限りとする。

4 診断機関による工事監理及び中間検査を受けること。ただし、建築確認を要す耐震改修工事については、この限りでない。

(助成金額)

第4条 助成金の額は、予算の範囲内において、耐震改修に要した費用（消費税に係る部分を除く。）の3分の1に相当する額で30万円を限度とする。この場合において、当該助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、改修工事に着手する前に、日の出町木造住宅耐震改修費助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 耐震改修に係る費用の見積明細書の写し
- (2) 耐震改修工事の契約書の写し
- (3) 施工業者の建設業許可証の写し又は協議会の木造住宅耐震講習会受講者証の写し

- (4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の規定による確認申請が必要な場合は、確認済証の写し
 - (5) 助成対象住宅の所有者が確認できる書類
 - (6) 第3条第1項ただし書の規定による場合は、代表者であることが確認できる書類
 - (7) その他町長が必要と認める書類
- （交付決定）

第6条 町長は、前条の規定による申請を受けた場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、日の出町木造住宅耐震改修費助成金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、助成金を交付しないことと決定したときは、日の出町木造住宅耐震改修費助成金交付却下通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。
- （耐震改修の変更又は中止）

第7条 前条第1項の規定により助成金の交付決定を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、耐震改修の内容を変更又は中止するときは、日の出町木造住宅耐震改修費助成金変更等承認申請書（様式第4号）を町長に提出し、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、変更又は中止を承認したときは、日の出町木造住宅耐震改修費助成金変更等承認通知書（様式第5号）により、助成決定者に通知するものとする。

（完了報告）

第8条 助成決定者は、耐震改修が完了したときは、日の出町木造住宅耐震改修完了報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、速やかに町長に提出しなければならない。

- (1) 領収書の写し
 - (2) 改修費用明細書の写し
 - (3) 改修前、改修中及び改修後の写真
 - (4) 木造住宅耐震改修工事監理報告書（様式第7号）（建築確認を要した改修工事については、検査済証の写し）
 - (5) その他町長が必要と認める書類
- （助成金の額の確定）

第9条 町長は、前条の規定による報告の提出があった場合において、その内容を審査し、当該耐震改修が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、日の出町木造住宅耐震改修費助成金交付額確定通知書（様式第8号）により助成決定者に通知するものとする。

（交付請求等）

第10条 助成決定者は、前条の規定により通知を受けたときは、日の出町木造住宅耐震改修費助成金交付請求書（様式第9号）を町長に提出するものとする。

- 2 町長は、前項の規定による請求を受けたときは、助成金を交付する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。